

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

貝塚市長

市町村名 (市町村コード)	貝塚市 (272086)
地域名 (地域内農業集落)	水間 (水間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月10日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載して

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果について 畑作が盛んな地域である。 12%の農業者が80歳以上の高齢者である。 現状耕作していない農地が34%、保全管理のみが17%、10年後「売却したい・委託したい・貸し出したい」農地が36%となり、農地の保全・管理が課題である。 担い手の確保・育成が課題である。 ・農地、農道について 農道に限らず、地域の道路は狭く、耕運機の通れない場所もある。 市街化区域の開発により、農地・農道・水路が分断されている。 ・水利関係について 「近木川」の上流域に位置しており、農業に利用する水もきれいである。 管理する者が不明瞭という課題がある。 市街化区域の道路整備によって水路管理が難しくなった場所もある。 ・その他 「水間寺」などの観光地があり、景観が良い地域である。 イベントも多く、他地域からも多くの人を訪れる地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・地域作物について 「なす」、「きゅうり」、「たまねぎ」、「とうもろこし」などいろいろな野菜が主に自家消費用に栽培されている。 ・栽培、承継等について 特産と呼べる作物はなく、新たに高収益作物を生産することも検討はしていない。 ・その他課題について 「水間寺」所有の農地が多く、それらの農地については独自の定めがあり、自由に貸借できない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

水間地区の農用地等は農業上の利用が行われるものとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
他地域の農業者や企業誘致への抵抗感もないため、集積・集約化について今後検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針

段階的に集約化を検討する。									
(3) 基盤整備事業への取組方針									
農道・農地が分断されているため基盤整備の希望はあるが慎重に検討する必要がある。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針									
他地域の農業者や企業誘致への抵抗感もないため、地域外からの農業参入についても検討していく。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
耕作放棄地の草刈り等について作業委託していけるよう検討する。									
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）									
<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									